

天理市公告第 34 号

都市計画法に基づく公聴会の開催について

都市計画法（昭和 43 年法律第百号）第 16 条第 1 項の規定により、大和都市計画都市施設に関する都市計画の変更の案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

令和 3 年 5 月 13 日

天理市長 並河 健

1 公聴会開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和 3 年 5 月 30 日（日） 午後 2 時から	天理市上下水道局庁舎 2 階 大会議室 （天理市川原城町 600 番地 10）

2 作成しようとする都市計画の変更の案の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画その他の処理施設 山辺・県北西部広域環境衛生組合 マテリアルリサイクル推進施設 （粗大・リサイクル施設）	天理市櫛本町の一部

3 決定及び変更の案に関する図書の閲覧

2 に関する関係図書は、天理市建設部都市整備課において、令和 3 年 5 月 13 日（木）から令和 3 年 5 月 30 日（日）まで一般の閲覧に供します。

4 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（天理市の住民その他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に変更案についての意見

の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を天理市長宛とし、天理市建設部都市整備課（天理市川原城町 605 番地）に令和 3 年 5 月 24 日（月）までに必着するよう提出してください。

5 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから天理市長が選定し、その旨を通知した者とします。

6 変更案に関する問い合わせ

天理市建設部都市整備課（0743-63-1001）に問い合わせてください。

7 公聴会に関する問い合わせ

天理市建設部都市整備課（0743-63-1001）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。